



遠い空から

～元気に頑張っています～

長崎県弁護士会所属

法テラス雲仙法律事務所

米山 千裕 (75期)

Yoneyama Chihiro



1 はじめに

初めまして、法テラス雲仙法律事務所に所属しています、弁護士の米山千裕(よねやま ちひろ)です。

私は東京フロンティア基金法律事務所で養成を受け、令和6年12月から雲仙に赴任して執務を開始しました。

養成当時の自分を思い返すと、弁護士としての能力や物事の見方等とても未熟でした。また、とても正直なお話をすると、当時においてご指導ご鞭撻いただきましたことに関して、赴任した今になってようやく『あの時先生方がお伝えしてくださいたことは、こういうことなのだな。』と感じことがあります。

何も分からなかった私に、根気強くお伝えしてくださったことについて、改めて感謝しています。

今も未熟な点は多々ありますが、一つ一つ前進していかなければと思います。

2 事務所周辺の地域性等

(1) 雲仙市は、島原半島に位置しています。雲仙市だけでなく、同半島内の島原市、南島原市からもご相談が来ますし、陸続きとなっている諫早市からもご相談が来ます。

相談件数はかなり多い方かと思います。

事件の類型としては、多種多様なものが来ますが一番多い相談は債務整理かと思います。高齢化が進んでいる地域なので後見申立ても多いですが、一般民事や家事事件などもあります。

(2) 弁護士をつけた方がよいと思われる事案（債務整理案件、DV事案等）に関しては、何回か相

談を重ねたうえで受任していますが、お一人でも解決できそうな事案（条件さえ詰めれば協議離婚できそうな事案等）については、自分なりに『こうしてみてはどうだろう？』という提案をしたり、メモ書きを渡したりして相談だけで終わることも多々あります。

『受任しなくてはいけないとまでは言わなくても、受任することも考えられなくはない』というような案件は、一度本人にアドバイスをしてやってみてもらい、解決を促すことで受任件数をコントロールしています。

雲仙市には法テラスしか法律事務所がないため、無制限に受任をするとすぐにパンクしてしまうので、セルフコントロールが大事だと日々感じています。

(3) 事務所の周辺は温泉街なので、執務が終わった後に日帰り温泉に入浴してから帰宅することもできます。

こちらに来て思ったのは、雲仙市はとにかく『食』がよいです。海鮮も美味しいし、和牛も美味しいです。事務所や自宅近くに、安いお寿司屋さんや焼肉屋さんがあり楽しんでいます。

また、長崎県は観光名所がとても多いです。南島原市ではイルカウォッチングができますし、佐世保市内にあるハウステンボスや長崎市内の大浦天主堂もとても綺麗です。

今年は長崎県で人権擁護大会が開催さ

▼イルカウォッチング





▲ランタン祭り

れるので、是非二弁会員の皆様におかれましても、長崎に来ていただければ幸いです。

3 法律の位置づけ

(1) 法テラス雲仙法律事務所では、いわゆる司法ソーシャルワークの一環として近隣の市の包括職員さんなどと共に、『ケース会議』というようなものをやっています。

ケース会議、という言葉に聞きなじみがない方もいると思うので説明させていただきますと、ケースワーカーなど福祉職の方が担当していて、福祉的な問題や法律的な問題（借金の問題や成年後見等）等、複合的な問題点を抱えている方に対し、どのようなアプローチで問題の解決を図るのか、様々な職種の人間が専門的な知見から意見を出し合い解決を図るための会議、というようなイメージです。

「1か月に1回」など定期的に行っているわけではなく、何か問題がある方がいた場合に包括などに連絡がいき、不定期で開催される会議です。

(2) 先日、とある高齢女性の方に関するケース会議に出席しました。ご本人は既に相当程度に判断能力が低下していて、お子さんたちが金銭管理をしていましたが、費用の未払等があり経済的な虐待が疑われる事案でした。

私はその話を電話で聞いたときは、『後見人を就けるしかない事案かな。』と思いました。

しかし、ケース会議において、支援者の方の話を聞いたところ、お子さんたちはお母さんのお体の様子等を大変気にされているということで、当初聞いていた話による印象とのギャップを感じました。

また、現在においては、費用の未払はなくなっているとのことでした。

私は、『費用の未払がないのであれば、無理に後見人をつけなくてもよいのではないか。』と思いました。

そのうえで会議内では、今後の見通しと併せて、お子さんたちなりにお母さんのことを思っているが、お母さんの金銭管理がうまくいかなかったという現実があり、理想と現実のギャップに苦しんでいるのかもしれない、といった趣旨のことを話しました。率直な私の感想でした。

(3) その後、会議をしてしばらくたってから福祉職の方から連絡がありました。

先の会議を受け、福祉職員からお子さんたちへの接し方を工夫してみたところ、お子さんたちのほうから心を開いてくれ、最終的にご本人に必要な手続き等をスムーズに進めることができた、とのことでした。

ああ、うまく着地できてよかったなと、とても安堵しました。

(4) 自分は法テラスに所属している弁護士なので言えることかもしれません、家庭における紛争は、なるべく法律を使わないで解決できるのであればそれに越したことはないと感じました。

自分が変われば相手も変わるかもしれない。伝え方も含めて、法律だけではない部分でも紛争解決のための一助になればと日々感じていますし、法律相談の中でもそのような観点からアドバイスできればなと思っています。

最終的にどうしようもいかなかったときには法律の手助けが必要でも、そうじゃない部分で問題を解決することも大事なのだなと実感しています。

法律家としての視点も持ちつつ、このような気持ちも忘れずに日々の業務に取り組みたいです。